

都市再生整備計画

とうでら けたのみや
塔寺・気多宮地区

ふくしまけん あいづ ばんげ まち
福島県 会津坂下町

平成18年11月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	福島県	市町村名	会津坂下町	地区名	とうでら けたのみやちく 塔寺・気多宮地区	面積	30.6 ha					
計画期間	平成	19	年度	～	平成	23	年度					
					交付期間	平成	19	年度	～	平成	23	年度

目標

大目標: 出会いの街道・美しい田舎町を目指し、景観、安全性、快適性、利便性に配慮した、住環境の整備を図る。
 <目標1> 歴史的遺産や地区の財産である住宅・土蔵の資源を活用した景観の向上を目標とする。
 <目標2> 快適・安全な道づくり等の住環境整備を目標とする。

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

会津坂下町は、会津盆地の西部に位置し、日本海型気候の積雪寒冷地です。昭和30年から35年にかけて、坂下町を中心とした周辺6村が合併し、会津坂下町となりました。平坦部を阿賀川が、山間部を只見川が流れ、会津若松市をはじめ、近隣の主要都市とは、ほぼ三里の距離にあり、古くから水陸の交通網を利用して宿場町の形態を整え、物資の集散地として栄えてきました。国道49号線が町の中心を貫き、磐越自動車道会津坂下インターチェンジや、JR只見線会津坂下駅を有し、農作物は米を中心に、畜産・りんご・アスパラガス・キュウリ・トマト等が主要な農産物として生産されています。近年では、商業都市並びに工業都市としての集積が図られ、会津西部の中核都市としての役割を果たすようになってきています。塔寺・気多宮地区は越後街道の宿場町としてその一役を担い、地区内には当時の風情を残す軒並みや、国・県の重要文化財及び社寺、仏閣が残っており観光の中心地です。地区住民のまちづくり活動は、平成12年8月、塔寺・気多宮地区の景観資源を発掘するためワークショップが開催され、当該地区を「街なみ環境整備事業」として着手し、平成13年度協議会の立ち上げの協議及び地区住民説明会を経て、塔寺・気多宮地区街なみ整備協議会が結成されました。平成14年度では、まちづくり協定案を地区住民自ら作成するためにワークショップを3回開催し、地元の景観や特色について、再認識、のべ120人の参加により協定案ができ、協議会総会において決定。協定に対する地区の同意率は92.89%となり平成14年8月5日付けで承認を得、良好な居住環境創出と歴史民俗資料館を核とした、歴史・文化の情報の発信地(歴史とふれあいの里)の演出を目的としたまちづくり協定を締結しました。街なみ環境整備事業として、平成15年から17年度で、八幡神社前線道路美装化事業、小公園4の整備をはじめ、4件の修景整備事業をおこなってきました。

課題

- ・ 会津坂下町の塔寺・気多宮地区は、古くは旧越後街道沿いの街なみとして、歴史的な景観を有し、立木観音、心清水八幡神社など歴史的な建造物や重要文化財が立地し、かつては門前町や宿場町として栄え、街道の歴史が色濃く残り、当時の面影を残す板塀や土蔵等が表通り沿いに点在している。しかし、近年、不揃いな住宅の建替え、修繕の進行、空家の増加による町の活力減少等により、門前町・宿場町の面影が年々失われつつあるので、歴史ある街なみの保存や、調和の取れた景観の創出が望まれる。
- ・ 道路の現状は、県道以外の道路は、一部を除き幅員狭小(4m未満)で、歩車が混在しているため、歩行者にやさしい道路の整備が必要である。
- ・ 公園等の現状は、当該地区には、公園・緑地等がなく、住民の憩いの場としての公園緑地の整備が必要である。

将来ビジョン(中長期)

- ・ 第四次会津坂下町振興計画の賑わいのある「まつづくり」の趣のある街道づくりの中で、集落の成り立ちや特徴的な風物・風景を活かしながら、安らぎや幸福感を味わえる集落内及び周辺環境づくりを行う地区として位置付けられている。
- ・ 会津坂下町都市計画区域マスタープランの中で、都市づくり理念「みんなが共に暮らせる活力とやすらぎのまちづくり」に誇りのもてるまちづくりと位置付け、会津坂下町都市マスタープランの中で、「環境基本方針の歴史景観ゾーン」に位置付けられている。

目標を定量化する指標

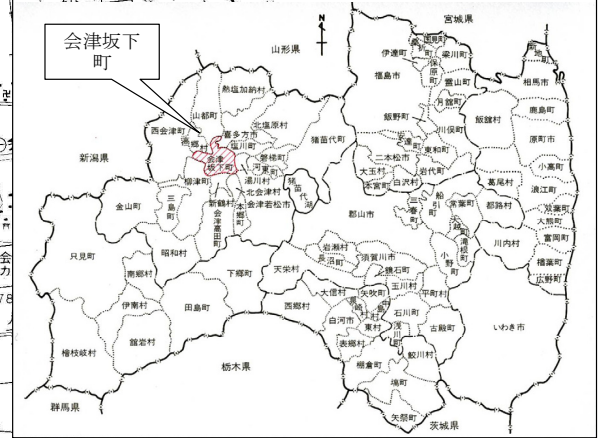
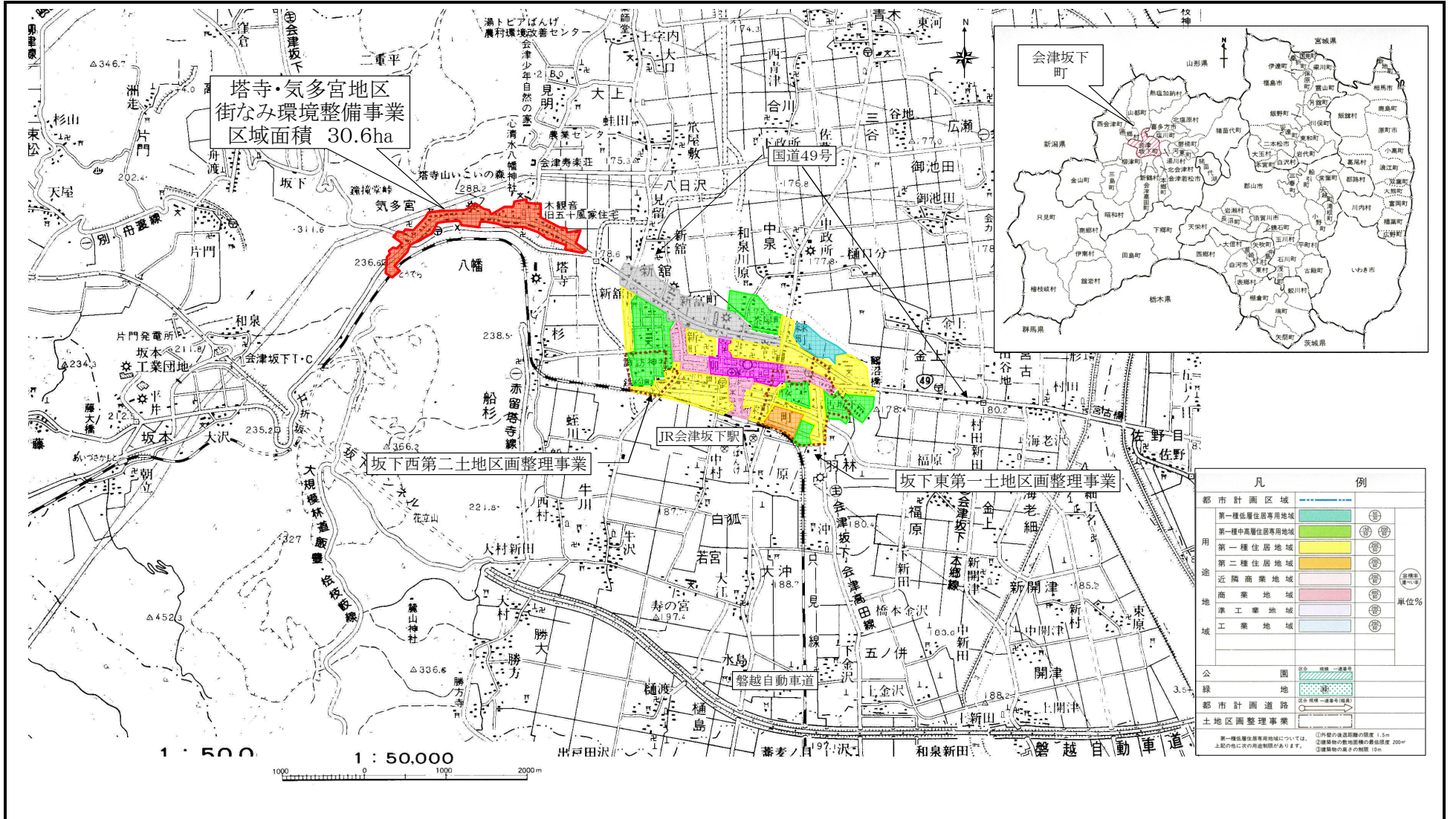
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値	
					基準年度		目標年度
修景整備実施率	%	施行区域内の家屋棟数総数に対する屋根の色彩統一の割合	屋根の色の統一を図ることにより、区域内の景観向上を目指す。	33	平成18年度	39	平成21年度
歩道設置率	%	施行区域内の町道総延長に対する歩道設置済み区間の割合	歩行者の安全確保とともに、快適・利便性を向上させ住環境の向上を目指す。	0	平成18年度	8	平成23年度
透水舗装率	%	施行区域内の町道総延長に対する透水舗装済み区間の割合	雨の日の水はね等を緩和し、人にやさしい道路の築造により住環境の向上を目指す。	24	平成18年度	33	平成23年度

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・整備の目標 歴史的遺産や地区の財産である住宅・土蔵の資源を活用した景観の向上、快適・安全な道づくり等の住環境整備を目標とする。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通路等 : 地区内に点在する歴史的遺産を繋ぎ、生活者や来訪者にとって快適な歩行空間を創り出す。通路や生活道路を自然素材を使って美化し、併せて安全性の確保、利便性の向上を図る。 	道路事業(基幹事業)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小公園等 : 地区内に多数残る水場、せせらぎ、桜並木等の自然素材や石碑・地蔵等歴史的資源を活用・復元して、憩いの場となる小公園や広場・緑地をつくる。 	街なみ環境整備事業(基幹事業)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅等 : 住宅 まちづくり協定の締結により、建物等を街なみに配慮した真壁造りや蔵のモチーフを活かした外観に修景整備する。 	街なみ環境整備事業(基幹事業)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地 : まちづくり協定の締結によりブロック塀を排除し、板塀または生垣や植栽等で緑化しゆとりのある空間を創出する。 	街なみ環境整備事業(基幹事業)
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業終了後の継続的なまちづくり活動 <p>当地域では、塔寺・気多宮地区街づくり協定に基づき、住宅の整備に関する事項、住宅等の維持管理に関する事項、地区施設の維持管理に関する事項等を協定し、活動を継続的に進めるまちづくり活動組織となる塔寺・気多宮地区街なみ整備協議会が設置され、活動の中心となっている。</p> ○街なみ形成の誘導を図るための方策について <p>会津坂下町街並み景観形成要綱に基づき、街並み修景整備事業補助金により継続的な助成を行っていく。</p>	

都市再生整備計画の区域

<p>塔寺・気多宮地区（福島県会津坂下町）</p>	<p>面積 30.6 ha</p>	<p>区域 ・大塔寺字大門の全部、字町尻の全部、字松原の一部、字谷地の一部、字上ノ堤の一部、字北原の一部、字町浦の一部 ・大字気多宮字宮ノ内の全部、字堂平下の一部、字若林の一部、字向ノ原の一部、字船渡口の一部</p>
----------------------------------	-------------------	--



凡		例	
都市計画区域		第一種住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域		第一種住居地域	
第二種住居地域		近隣商業地域	
商業地域		工業地域	
公園		緑地	
都市計画道路		土地地区画整理事業	

単位%

①外壁の最高距離の限度 1.5m
 ②建築物の敷地面積の最高限度 200㎡
 上記の他に次の用途制限があります。 ③建築物の基本の幅員 19m

塔寺・気多宮地区（福島県会津坂下町）整備方針概要図

目標	出会いの街道・美しい田舎町を目指し、景観、安全性、快適性、利便性に配慮した、住環境の整備を図る。	代表的な指標	修景整備実施率（％）	33	（18年度）→	39	（21年度）
			歩道の設置率（％）	0	（18年度）→	17	（23年度）
			町道の透水舗装率（％）	24	（18年度）→	33	（23年度）

